

# 米財政運営の正常化は緩やかに 6年ぶりの予算決議、財政規律に弛緩の兆し

欧米調査部 部長

安井明彦

03-3591-1307

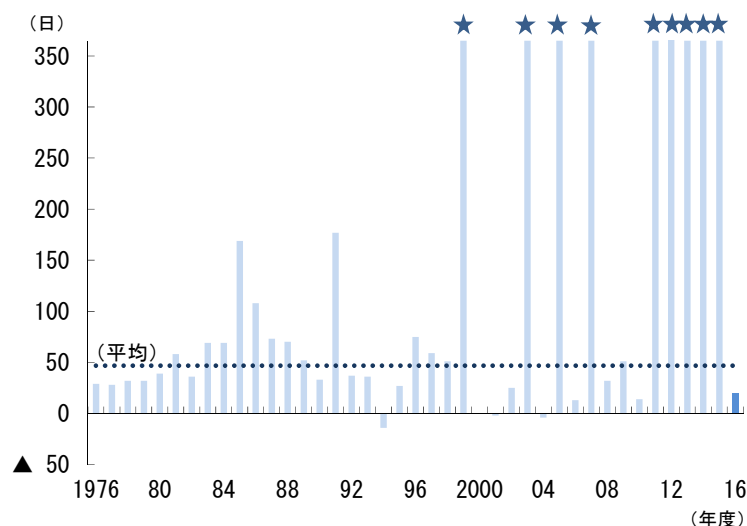
akihiko.yasui@mizuho-ri.co.jp

- 混乱を極めてきた米国の財政運営が、徐々に正常化しつつある。米議会では、6年ぶりとなる予算決議が成立した。
- 財政規律には、弛緩の兆しがある。2016年度予算に関しては、歳出上限を上回る軍事費の支出で、オバマ政権と議会共和党の方向性が一致した。
- 軍事費以外の分野では、意見の対立が残る。今後の予算審議が円滑に進むとは限らない。正常化への歩みは、あくまでも緩やかだ。

## 1. 6年ぶりの予算決議

米国の財政運営が、徐々に正常化しつつある。2015年5月5日、米上院は2016年度予算決議を可決した。予算決議は議会が作成する予算審議の青写真であり、成立に大統領の署名は不要である。既に同決議は4月30日に下院で可決されており、5月5日の上院での可決によって成立となった。

図表1 予算決議の遅延日数



(注) 予算決議の成立が期限(4月15日)を超えた日数。マイナスは期限前成立、星印は不成立。平均は不成立の年を除く。  
(資料) 米議会調査局、米議会図書館資料により作成。

予算決議の成立は、実に6年ぶりである。2011年のデフォルト懸念の高まりや2013年の政府機関閉鎖等、近年の米国の財政運営は混乱を極めてきた。予算審議のプロセスも円滑には進んでおらず、その入り口となる予算決議は、2010年度を最後に成立に漕ぎ着けられていなかった。毎年4月15日までに成立させるはずの予算決議には、その後の予算審議の指針を示し、目安となる歳出水準等を予め定める役割がある。そうした青写真すら描けないままに、近年の米議会は予算審議に臨んできた<sup>1</sup>。

予算決議の成立によって、予算審議プロセスは正常化に近づいた。4月15日の期限こそ守れなかったものの、過去の遅延日数の平均と比較すれば、2014年の議会中間選挙で上下両院の多数党となった共和党は、上々の成果を挙げたと言って良い（図表1）。

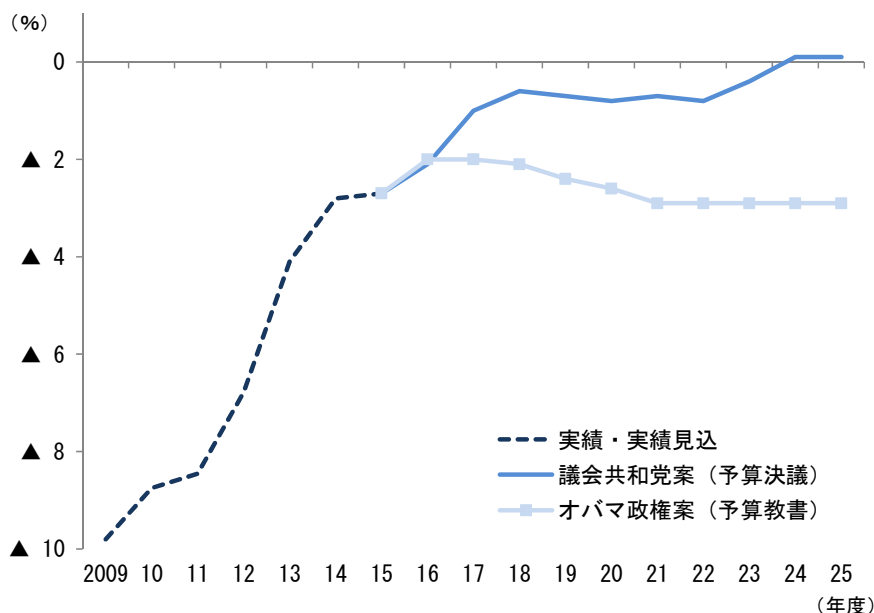
## 2. 財政再建の小休止が継続、財政規律に弛緩の兆し

これから本格化する予算審議では、財政再建の小休止が続きそうだ。

米国では、2015年度から財政再建が小休止している。金融危機への対応で膨らんだ財政赤字は、2010年度から2014年度までの間に、急速に削減された。対照的に2015年度については、財政赤字は前年度からほぼ横ばいとなっている。

2016年度以降についても、財政再建の再開・加速が見込まれる訳ではない。均衡財政を党是とする議会共和党が主導した予算決議でも、財政赤字の解消には9年をかける。このペースですら、オバマ政権が2016年度予算教書（2015年2月発表）で示した方針をかなり上回っており、少なくとも同政権が存続する2016年末までの間は、財政赤字の解消を視野に入れるような立法措置の実現は考え難い。

図表2 米国の財政収支（GDP比）



(注) 予算決議・予算教書の対象は2016年度以降。  
(資料) CBO、議会資料により作成。

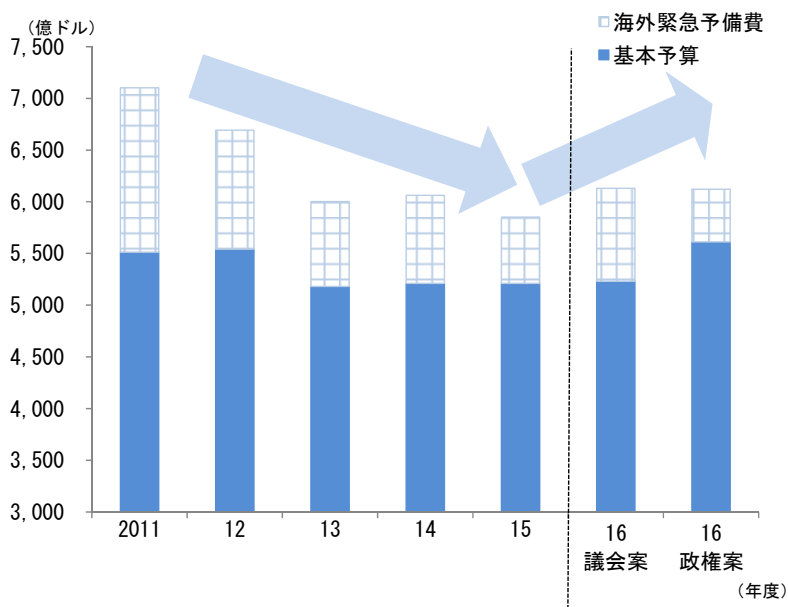
むしろ足元では、財政規律に弛緩の兆しがある。議会共和党は、2016年度の予算決議に前年度を上回る軍事費の支出を盛り込んだ（図表3）。軍事費に設けられている法定歳出上限こそ維持されたが、上限の対象外となる海外緊急予備費（いわゆる戦費）が積み増されている。対テロ戦争の縮小に伴い、真に必要とされる戦費は減少しているはずであり、余った海外緊急予備費で法定歳出上限に縛られた軍事費（基本予算）を補填し、軍事費の削減トレンドを実質的に反転させる狙いがある。

軍事費の増額は、議会共和党だけの主張ではない。オバマ政権の2016年度予算教書にも、ほぼ同額の軍事費の増額が盛り込まれた（図表3）。予算教書は、法定歳出上限を見直すことで、基本予算自体を増額するよう提案しており、海外緊急予備費枠での軍事費増を目論む予算決議と、その手法は違う。それでも、軍事費の削減に歯止めをかけるという点では、両者の方向性は一致している。

実は軍事費以外の分野では、既に財政規律の弛緩を感じさせる出来事が起こっていた。メディケア（高齢者向け公的医療保険）における診療報酬決定方式の改革（2015年4月成立）である<sup>2</sup>。診療報酬の抑制度合いを緩和する内容であり、2015～25年度の11年間で1兆4,000億ドルの歳出増につながる。米国の公的医療保険制度には、歳出増につながる改革を行う場合に、それに見合った財源を確保するルール（PAYGO原則）があるが、今回の改革にはこうしたルールの適用除外とする条項が盛り込まれ、財政赤字の増加が容認された。

将来の財政運営に関しても、財政赤字を拡大させる法案の議会審議を容易にする方向で、議会規則（上院）が変更されている。今回の予算決議に盛り込まれた改正では、少数党による議事進行妨害（フィリバスター）の対象外にできる特別の法律の形式（財政調整法）が、財政赤字を削減する場合だけでなく、財政赤字を拡大させる場合にも利用できるようになった<sup>3</sup>。

図表3 米国の軍事費（裁量的経費）



(注) 歳出権限。歳出上限は2012年度から適用。議会案は予算決議、政権案は予算教書。  
(資料) CBO資料等により作成。

### 3. 予算審議には波乱も

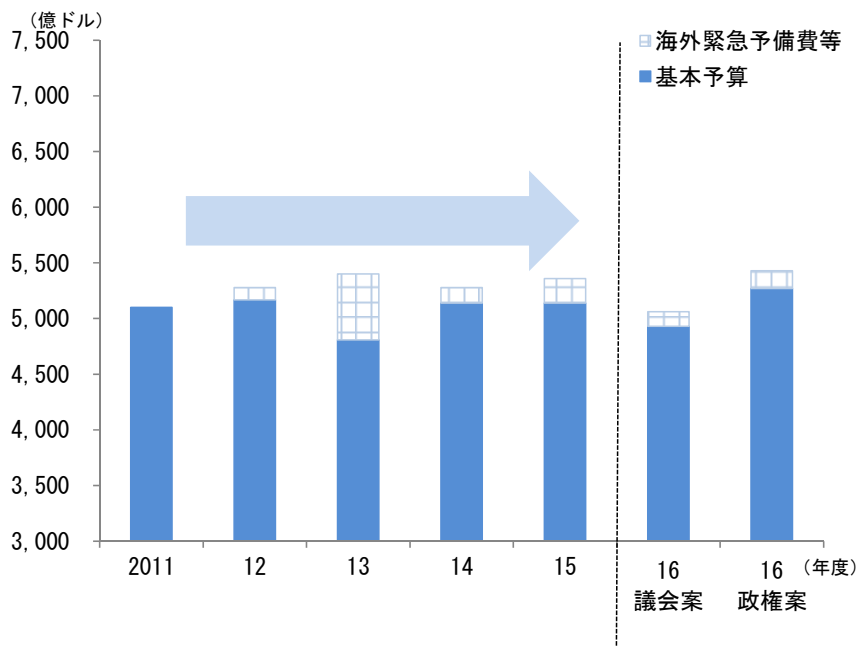
財政規律が弛緩する兆しを見せながら、徐々に正常化しつつある米国の財政運営だが、今後の予算審議が円滑に進むとは限らない。

予算決議の成立を受け、2016年度の予算審議は、主たる舞台を歳出法の審議に移す<sup>4</sup>。軍事費の増額ではオバマ政権と議会共和党の方向性が一致しているが、それ以外の部分では意見の対立が残る。法定歳出上限によって横ばい推移が続いてきた非軍事費については、こちらについても歳出上限を見直し、従来の上限を上回る支出を提案するオバマ政権と、上限の堅持を主張する議会共和党が対立する（図表4）。

大統領の署名が不要だった予算決議と違い、今後の歳出法の審議では、政権と議会の意見を一致させる必要がある。オバマ政権と議会共和党には、2013年12月の超党派予算法に倣い、軍事費・非軍事費の双方において、当面の歳出上限を見直す超党派合意を目指す思惑があると言われるが、そこまでの道筋は現時点では開けていない<sup>5</sup>。むしろオバマ大統領は、歳出上限を超えない歳出法を議会が可決した場合には、これらに拒否権を発動する方針を明らかにしており、その姿勢は強硬だ。

米国が予算切れによる政府閉鎖を避けるには、2016年度が開始される2015年10月1日までに、歳出法の審議を終えなければならない。また、2015年10～11月には、法定債務上限の引き上げが必要になる見込みである<sup>6</sup>。財政運営の正常化に向けて、大きなヤマ場はこれからだ。

図表4 米国の非軍事費（裁量的経費）



(注) 歳出権限。歳出上限は2012年度から適用。議会案は予算決議、政権案は予算教書。  
海外緊急予備費等には、災害対策費を含む。  
(資料) CBO資料等により作成。

- 
- <sup>1</sup> 予算プロセスの混迷については、安井明彦「米国における財政健全化」（財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』2014年第4号、2014年9月）。
- <sup>2</sup> 改革されたのは、医師に対する診療報酬を決定するSGR（Sustainable Growth Rate）と呼ばれる方式。1990年代後半に導入されたSGRは、診療報酬の過度な抑制につながると言われ、2003年以降は同方式から求められる診療報酬のマイナス改定を回避するための立法措置（Doc Fix）が繰り返し講じられてきた。
- <sup>3</sup> 2008年度の予算決議において定められた上院規則によって、上院で財政赤字を増やすような法律を財政調整法の対象とするためには、60票の賛成が必要とされていた（Conrad Rule）。
- <sup>4</sup> 2016年度の予算審議の中心は、裁量的経費に関する歳出法に絞られると考えられる。義務的経費・歳入に関しては、オバマ政権と議会共和党の立場の違いが極めて大きく、大がかりな合意が形成される可能性は低い（安井明彦「予算教書だけでは視界不良」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2015年2月3日））。裁量的経費は毎年度の立法が必須であり、予算切れによる政府閉鎖を回避するためには、新年度開始までに歳出法を成立させる必要がある。一方、義務的経費・歳入に関しては、新年度の開始までに立法措置が取られなかった場合でも、既存の制度に従って各々の水準は自動的に決定される。
- <sup>5</sup> 超党派予算法では、2014・15年度の歳出上限が見直された。小野亮・山崎亮・安井明彦「財政合意と米金融政策への示唆」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2013年12月11日）
- <sup>6</sup> 安井明彦「始まる債務上限引き上げへのカウントダウン」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2015年3月6日）

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。